

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	滝原	令和4年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	50.3 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	21.6 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.7 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	17.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・中心経営体が十分ではなく、農業従事者の高齢化と後継者不足により、離農または規模縮小の意向があった農家が80%を占めており、新たな農地の受け手の確保が必要。・イノシシ、サル、シカ等による獣害で意欲が低下しており、離農者や耕作放棄地の増加が懸念される。・未整備の農道や水路があり、稲の生育にも支障が出ている。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・中心経営体が十分でなく、地域内で新たな担い手を育成することは厳しい状況である。 現状では厳しいが他地区の担い手や法人、新規就農者の受け入れを促進する事で対応していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○小区画、傾斜地の農地が多く、当地区の農地の借り手が少ない事から今後、生産活動を継続してく優良農地と条件不利のため所有者等が保全管理に努める農地とを見極め、生産活動を継続していく農地について地区内・外の担い手に集積していく。

○農地中間管理機構の活用方針

農地の状況等(小規模、傾斜地)から長期的展望が見通せないため、農地中間管理機構は活用せずに、相対での利用権設定を基本に、農地の貸付を行う。

○修繕が必要な水路や農道について検討し、改修計画を立てる。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

研修会を開催し、専門家から効果的な対策を学習し、被害防止活動に活用する。